

## 競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

熊本市長様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和8年(2026年)1月9日付けで公告のありました「資源ごみ」等再資源化推進事業業務委託(植木地区)に係る入札に参加する資格について、その有無を確認されるよう、下記の書類を添えて申請します。

### 【提出書類】

- 競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- 競争入札参加資格審査調査書(様式第2号)
- 競争入札参加資格要件(9)の確認調査書(様式第3号)
- 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書のいずれか一つ(写可)
- 決算報告書(写可)(貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、直前の第1期、第2期及び第3期分)
- その他各様式で定められた添付書類一式

※ 提出書類のうち4については、証明年月日が申請書等提出時の3か月以内のもので、官公署において定めた様式によるものであること。

※ 提出書類のうち写しを提出する場合については、提出時に原本を持参し照合するか、例にならい申請者にて原本と相違ない旨の記載(使用印の押印)を行うこと。

【例】: 年 月 日 この写しは原本と相違ありません。

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 競争入札参加資格審査調書

次の(1)から(11)に掲げる条件をすべて満たしていることを誓約します。虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。なお、この書類を提出した以後に(1)から(11)に掲げる条件のいずれかを満たさなくなつた場合は、速やかに届け出ます。

(1)	熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱(平成20年告示第731号)第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。 さらに、業種として、第1分類「廃棄物処理業務」・第2分類「一般廃棄物収集運搬、処分」業務での登録をしていること。																
(2)	地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。																
(3)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。																
(4)	熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年公示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。																
(5)	熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。																
(6)	消費税、地方消費税及び熊本市税並びに熊本市廃棄物処理手数料の滞納がないこと(新型コロナウィルス感染症等の影響により、税の徴収猶予を受けている者を含む)。																
(7)	業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。																
(8)	過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であつて契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。																
(9)	<p>北区内に次の要件を満たす中間処理施設を有する者であること。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定による本市の設置許可を有する一般廃棄物処理施設であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">ア</td> <td>当該業務で対象とするびん及び缶を10トン/日以上中間処理する能力並びに設備を有すること。また、磁選機、プレス機を備えていること。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>当該業務で対象とするペットボトルを5トン/日以上中間処理する能力並びに設備を有すること。また、プレス機を備えていること。</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>当該業務で対象とする紙を20トン/日以上中間処理する能力並びに設備を有すること。また、プレス機を備えていること。</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>中間処理対象品目、受入品目の搬入出重量をkg単位又は10kg単位で計量(記録、計量伝票発行等を含む。)できる計量法(平成4年法律第51号)に基づく設備を有すること。</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>搬入されたびん、缶、ペットボトル、紙及びその他資源物をそれぞれ混合することなく、貯留集積することができる250㎥以上の容積を備えた設備並びに再生資源の品質を損なうことなく適正に保管することができる設備を有すること。</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>10トン車両が円滑・安全に搬入出、積込等ができる車両動線が確保できること。</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>処理予定量に基づく発生予定量の各選別残さ等を適正に保管できる設備を有すること。</td> </tr> <tr> <td>ク</td> <td>当該中間処理施設は、大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)、水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)、騒音規正法(昭和43年法律第98号)、振動規正法(昭和51年法律第64号)及び悪臭防止法(昭和46年法律第91号)等を遵守し、必要な環境保全対策(ごみ・粉塵の飛散、悪臭の発散、騒音・振動の発生、汚水の浸透・流出及び排水による汚濁等の防止)を講じた周辺生活環境に配慮した施設であること。</td> </tr> </table>	ア	当該業務で対象とするびん及び缶を10トン/日以上中間処理する能力並びに設備を有すること。また、磁選機、プレス機を備えていること。	イ	当該業務で対象とするペットボトルを5トン/日以上中間処理する能力並びに設備を有すること。また、プレス機を備えていること。	ウ	当該業務で対象とする紙を20トン/日以上中間処理する能力並びに設備を有すること。また、プレス機を備えていること。	エ	中間処理対象品目、受入品目の搬入出重量をkg単位又は10kg単位で計量(記録、計量伝票発行等を含む。)できる計量法(平成4年法律第51号)に基づく設備を有すること。	オ	搬入されたびん、缶、ペットボトル、紙及びその他資源物をそれぞれ混合することなく、貯留集積することができる250㎥以上の容積を備えた設備並びに再生資源の品質を損なうことなく適正に保管することができる設備を有すること。	カ	10トン車両が円滑・安全に搬入出、積込等ができる車両動線が確保できること。	キ	処理予定量に基づく発生予定量の各選別残さ等を適正に保管できる設備を有すること。	ク	当該中間処理施設は、大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)、水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)、騒音規正法(昭和43年法律第98号)、振動規正法(昭和51年法律第64号)及び悪臭防止法(昭和46年法律第91号)等を遵守し、必要な環境保全対策(ごみ・粉塵の飛散、悪臭の発散、騒音・振動の発生、汚水の浸透・流出及び排水による汚濁等の防止)を講じた周辺生活環境に配慮した施設であること。
ア	当該業務で対象とするびん及び缶を10トン/日以上中間処理する能力並びに設備を有すること。また、磁選機、プレス機を備えていること。																
イ	当該業務で対象とするペットボトルを5トン/日以上中間処理する能力並びに設備を有すること。また、プレス機を備えていること。																
ウ	当該業務で対象とする紙を20トン/日以上中間処理する能力並びに設備を有すること。また、プレス機を備えていること。																
エ	中間処理対象品目、受入品目の搬入出重量をkg単位又は10kg単位で計量(記録、計量伝票発行等を含む。)できる計量法(平成4年法律第51号)に基づく設備を有すること。																
オ	搬入されたびん、缶、ペットボトル、紙及びその他資源物をそれぞれ混合することなく、貯留集積することができる250㎥以上の容積を備えた設備並びに再生資源の品質を損なうことなく適正に保管することができる設備を有すること。																
カ	10トン車両が円滑・安全に搬入出、積込等ができる車両動線が確保できること。																
キ	処理予定量に基づく発生予定量の各選別残さ等を適正に保管できる設備を有すること。																
ク	当該中間処理施設は、大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)、水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)、騒音規正法(昭和43年法律第98号)、振動規正法(昭和51年法律第64号)及び悪臭防止法(昭和46年法律第91号)等を遵守し、必要な環境保全対策(ごみ・粉塵の飛散、悪臭の発散、騒音・振動の発生、汚水の浸透・流出及び排水による汚濁等の防止)を講じた周辺生活環境に配慮した施設であること。																

様式第2号(その2)

		<p>令和7年(2025年)12月1日時点での決算状況について、以下の要件を満たしている者であること。</p> <p>ア 直前第1期の決算が債務超過でないこと。(※①がプラスであること)  イ 直前3期のうちいずれか1期の決算の経常利益が黒字であること。</p>		
(10)		直前第1期決算	直前第2期決算	直前第3期決算
	自己資本の額の合計	円 ※①	円	円
	経常利益の額	円	円	円
		<p>本件競争入札に事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員が(5)、(9)及び(10)の要件を全て満たす者であること。</p>		
(11)	業務を担当する組合員名	備考		
		<p>※ 業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載しても良いこととする。</p> <p>この場合において、うち1組合員でも(5)、(9)及び(10)に規定された要件を満たさない場合は競争入札参加資格がないと認める。</p>		

年 月 日

申請者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

連絡担当部署	部署名		担当者	
	電話番号		FAX	
	E-mail			

※ 内容について問い合わせを行うことがありますので、必ず記入してください。

## 競争入札参加資格要件(9)の確認調書

年 月 日

熊本市長様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

「資源ごみ」等再資源化推進事業業務委託(植木地区)に係る入札に参加する者の資格について、次のとおり競争入札参加資格要件の(9)を満たしております、適正かつ安定的に業務を実施できる体制となっておりますので、確認をお願いします。

なお、この確認調書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

### 1. 处理能力等

びん ・ 缶	中間処理施設の所在地住所	
	選別	処理能力: トン/日
	圧縮・梱包	処理能力: トン/日
	保管設備	添付書類の(6)「保管設備の図面」のとおり
ペ ツ ト ボ ト ル	中間処理施設の所在地住所	
	選別	処理能力: トン/日
	圧縮・梱包	処理能力: トン/日
	保管設備	添付書類の(6)「保管設備の図面」のとおり
紙	中間処理施設の所在地住所	
	選別	処理能力: トン/日
	圧縮・梱包	処理能力: トン/日
	保管設備	添付書類の(6)「保管設備の図面」のとおり

### 2. 添付書類

- (1) 中間処理施設の所在地付近の見取り図
- (2) 中間処理施設内の見取り図
- (3) 計量設備の図面及び仕様等に関する資料
- (4) 選別施設の図面、仕様等に関する資料及び処理能力計算書
- (5) 圧縮・梱包設備の図面、仕様等に関する資料及び処理能力計算書
- (6) 保管設備の図面
- (7) 特定計量器の定期検査における適合証明又はそれに代わるもの
- (8) 一般廃棄物処分業許可証及び一般廃棄物処理施設設置許可証(写し)

## 競争入札参加資格要件(10)の確認調書

年 月 日

熊本市長様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

「資源ごみ」等再資源化推進事業業務委託(植木地区)に係る入札に参加する者の資格について、次のとおり競争入札参加資格要件の(10)を満たしており、受託しようとする業務の実施に關し相当の経験を有しておりますので、確認をお願いします。

No.	発注者 (排出者)	契約期間	業務内容
1			
2			
3			
4			

## 【注意事項】

1. ガラスびんの中間処理(色毎の選別)に関して、自治体や企業から直接受注した業務として代表的なものを記載し、業務実績を確認できる書類(契約書の写し等)を添付すること。添付する書類について業務実績の確認に必要な情報以外の情報(契約金額等)は、申請者自らで塗りつぶす等の措置をとっても差し支えない。

契約期間が1年以上のものは1件で足りるが、契約期間が1年未満のものについては、契約期間の合計が1年以上となるよう複数契約記載すること。

2. 業務内容については、つきの①から③までの内容を盛り込み具体的に記載すること。

①中間処理した廃棄物の内容(例:事業系の空きびん・空き缶の混合物)

②選別方法(例:選別対象物を選別ラインに流し、作業員の手選別により選別)

③色毎の選別の内容(例:無色びん、茶色びんを選別)